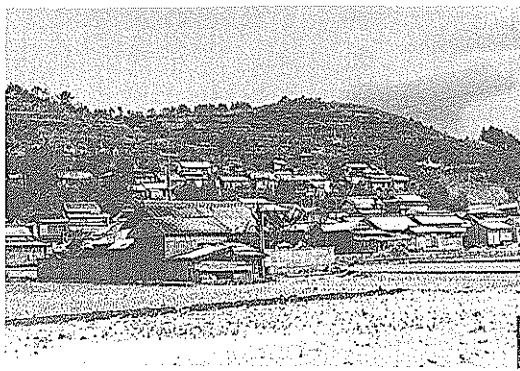


南国市における

改善事業について(一)

前回は、特別措置法について述べましたが、被差別部落に対する行政の施策は『同和对策事業特別措置法』が制定されるずっと以前から実施されてい

た。明治政府は、一八七一(明治四)年に『解放令』を出して江戸時代の身分制度をなくしました。しかし、これは形の上だけのもので、実質的に、差別や貧しさをなくそうとする政策は行われませんでした。



一九一九(大正八)年に、政

府は『地方改善費』として、被差別部落に対する予算を、内務省に計上しました。行政として初めての予算措置でした。

この予算は、地区の人たちに對する同情融和的な政策であつて、本当は治安維持が目的であり、地区内部の自覚向上を促すためのものでした。

野中地区では、この政策以前から『野中改善会』を組織し、就学の奨励や、風俗の改善等に努めたので、政府からたびたび表彰されました。

これらの政策は、人間としての基本的な生活実態の改善、特に、劣悪な地区の住環境の整備等については全く行われませんでした。

南国市において、最初に実施された同和对策の事業は、簡易水道事業でした。

それまで、野中地区の人々は飲料水に一番困っていました。ほとんどの家庭に井戸がなく、共同井戸を利用して生

活をしていました。

この共同井戸も、たいへんな深井戸のうえ、水質が悪く、ときには伝染病の感染源になることもあったり、とても非衛生的なものでした。

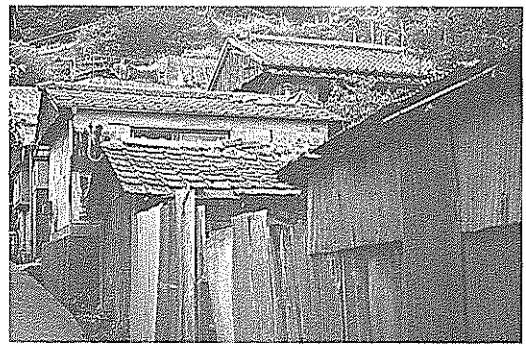
野中地区に、簡易水道が敷設されたのは、一九五七(昭和三十二年)のことです。翌年から送水業務が開始されましたが、この事業は、その後、

鉄道の線路を越えて、後免町にも延長され、野中地区の人たちだけではなく、南国市の中心地の人たちの生活にも、う

るおいをもたらしました。昭和三十四、五年には、野中地区において、行政実態調査が実施されました。その結果、農村部落でありながら、農民としての生活基盤がない状態や、家

屋の多くは、一間か二間の小さな老朽した不良住宅が、山の斜面に密集して建てられ、隣家と軒を接し、その下が生活道にな

つており、また、他人の家の庭先が道路という実態がありました。また、土讃線の敷設工事によつて裏山が削られたため、常に崖崩れの危険にさらされていることなどが明らかにされました。



このような劣悪な生活環境を改善するために、市営住宅の建築が進められるようになりました。昭和三十五年の東崎住宅にはじまり、一区住宅と順次事業が進められるとともに、道路整備も行われてい

つたのです。市営住宅は、簡平（たかひら）と呼ばれる長屋形式のもので、一軒あたり六畳と四畳の二間に台所がついている程度のたいへん狭いものでした。

その後、特別措置法に基づいて『南国市同和对策本部』が設置され、同和行政が総合的に推進されるようになりました。

南同教への

加入のお願い

同和教育は、同和問題の完全解消を目指して、基本的人権の尊重と、その実践力を身につけた人間を育成する教育であり、だれもが幸せに生きることのできる社会の実現を目指した教育です。

南国市同和教育研究協議会(南同協)は、この同和教育があらゆる地域、職場そして家庭でいっそう強力に取り組まれるよう、正しい理解と実践について研究協議する会です。私たちは、本会の発展が源泉となり、部落差別をはじめ一切の差別を許さない、お互い人間としての優しさ、豊かさを求める教育を市民運動として南国市の隅々まで行き渡らさなければならぬと思っております。

この趣旨にご賛同のうえ、ぜひ本会にご加入いただきますようお願い申し上げます。なお、会費は年間七百円です。

南国市同和教育研究協議会

会長 藤中正雄

加入申込先は、南国市立教育研究所内南同教事務局(☎2111 内線316)です。